

# 01

## 部落差別問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて

生まれた場所だけで  
差別されるって  
おかしいですよね？



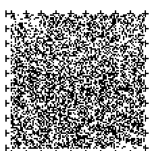
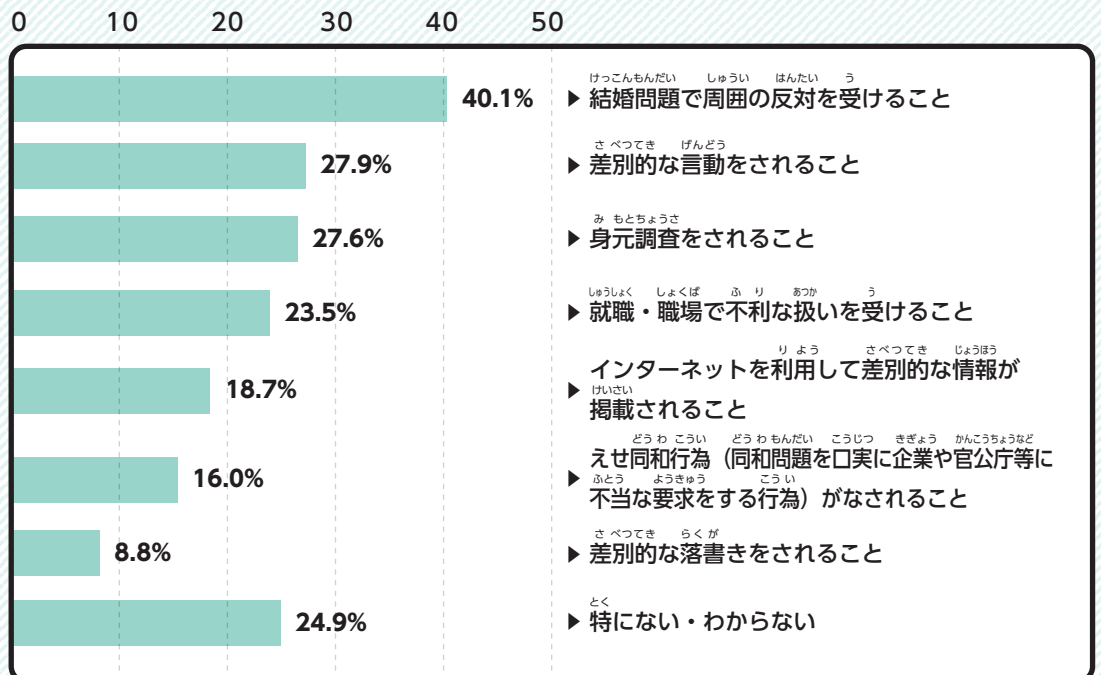
生まれ育った場所で差別され、就職ができなかったり、結婚を取りやめられたりするなど、人権を侵害されることが、いまだに起こっています。このような部落差別は、重大な人権問題です。

今でも部落差別はあるのです！



●内閣府「人権擁護に関する世論調査」※2017（平成29）年10月調査

『同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？』



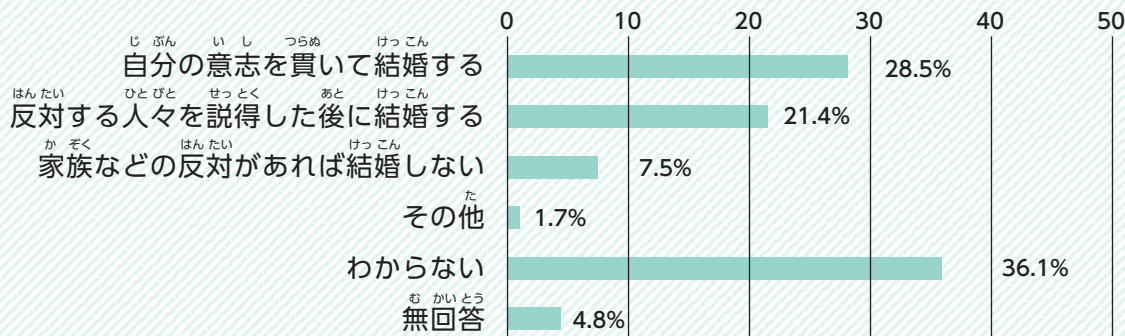
# 飯塚市民の「結婚」に関する意識を見てみましょう

飯塚市人権問題市民意識調査より ※2019（令和元）年度調査

## 【自身が結婚しようとした際の態度】

問

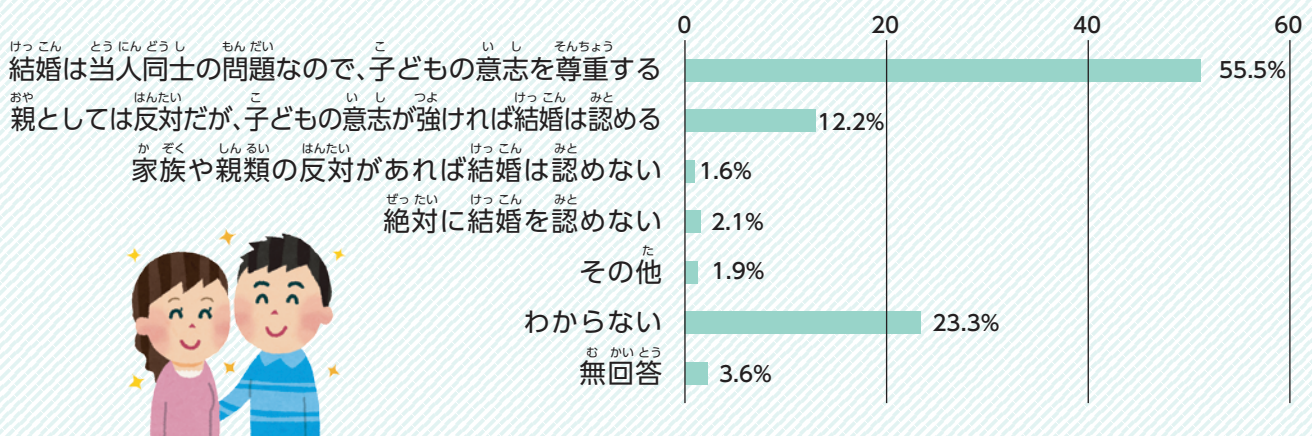
あなたが同和地区の人と結婚しようとしたときに、家族や親類から反対を受けた場合どうしますか。



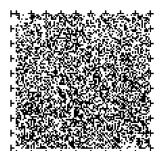
## 【自分の子が結婚しようとした際の自身の態度】

問

あなたのお子さんが同和地区の人と結婚しようとしたとき、あなたはどうしますか。



どちらの問に関しても、「家族や親類の反対があれば～」や「絶対に結婚を認めない」「わからない」などが示す数値を合わせると、現在もまだ、結婚するときに、出身地を気にする人は決して少なくないという結果が出ています。結婚は、当事者同士の気持ちが一番優先されるべきです。



# 差別をなくすための取り組み

我が国の歴史をふり返ってみると、部落差別をなくすためにさまざまな取り組みがありました。

1922（大正 11）年に被差別部落の人々は差別からの解放を求めて「全国水平社」を創立しました。この時出された「水平社宣言」は、「我が国で初めての人権宣言」と言われています。2022（令和 4）年は「全国水平社」が創立されて 100 年にあたります。

水平社の運動は、女性差別をなくす運動など、さまざまな日本の人権問題に取り組む最初のきっかけとなりました。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。（水平社宣言の最後の結びの言葉です）

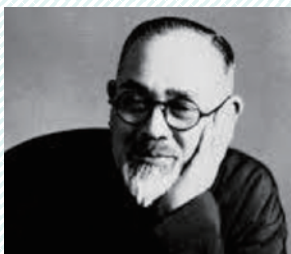


やまだ このじろう  
山田孝野次郎（1923 年頃）  
《水平社博物館蔵》

1922（大正 11）年の創立大会で、16 歳の山田さんは、自分が受けた差別を涙ながらに話し、「大人も子どももいっせいに立ち上がって、光りかがやく新しい世の中にしよう」とうったえました。

（小 6 教科書の記述より）

## 地元で、差別をなくすための取り組みに活躍した人たち



まつもと じいちろう  
松本治一郎  
《部落解放同盟 中央本部 HP より転載》

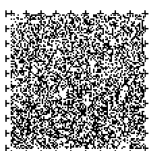
### 松本 治一郎

- ・部落解放同盟初代執行委員長
- ・全九州水平社を結成
- ・部落解放の父と言われる

### 田中 松月

- ・1922（大正 11）年の全国水平社創立大会に福岡県からの唯一の参加者として出席

この水平社宣言をきっかけに、差別をなくすための運動が全国各地に広がっていきました。



戦後すぐ日本国憲法が制定され、人権意識も高まりました。  
しかし、残念ながら部落差別は多く残っていました。



1965年  
(昭和40年)

## 同和対策審議会の答申が出されました。

その前文には「同和問題は、人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的な人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と明記されており、この答申を受けて、国は、住環境改善、生活環境改善、福祉の向上、経営・就労環境改善、教育啓発事業などに取り組み、この答申は、今後の部落差別をなくすための大きな柱となりました。

## この答申を実現するために、さまざまな差別をなくすための運動や法律ができました。

1969年  
(昭和44年)

### 「同和対策事業特別措置法」【時限立法】



2000年  
(平成12年)

### 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

2002年  
(平成14年)

### 「同和対策事業特別措置法」の 期限切れ

※法は最初の計画より期限が延長されましたが  
部落差別は残りました。

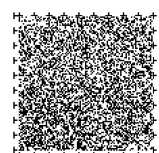
2016年  
(平成28年)

## 「部落差別の解消の推進に関する法律」 (部落差別解消推進法) が成立しました。

### この法律のポイントは？

◆ 現在もなお部落差別が存在するとの認識が法律で新たに示されました。部落差別は日本国憲法に照らして「許されないもの」「解消することが重要な課題である」と明記されました。(第1条)

◆ 国及び地方公共団体の責務(第3条)や相談体制の充実(第4条)、教育及び啓発の必要性(第5条)、そして部落差別の実態に係る調査の実施(第6条)が明記されました。



2018 (平成30) 年4月に  
飯塚市部落差別をはじめ  
あらゆる差別の解消の  
推進に関する条例  
が施行されました。

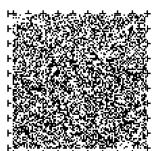


この条例は、部落差別をはじめ、障がいのある人、外国人  
への差別等あらゆる差別の解消を推進し、差別のない人権  
尊重のまちづくりを実現することを目的としています。

近年において人権に関する多くの法律が制定され、飯塚市でも差  
別をなくすための条例が施行されています。

しかしなぜ、このようなさまざまな法律や条例を作らなければな  
らなかったのでしょうか？

それは、「部落差別をはじめとするさまざまな差別」が今なお根強く・  
根深く残っているからです。1～2ページ目に記述している「結婚問題」  
や「就職問題」などは、その顕著な事例です。



国で法律ができ、各自治体でも条例が施行されましたが、  
それだけで、部落差別をなくすことができるのでしょうか？

では、<sup>ぶ らく さ べつ</sup>部落差別のない<sup>じん けん</sup>人権を<sup>たい せつ</sup>大切に<sup>わたし</sup>するまちづくり  
のために、**私たちにできることは？**



**01** <sup>にち じょう</sup>日常の中で「<sup>じん けん かん かく</sup>人権感覚」を<sup>みが</sup>磨きましょう。

<sup>ち すじ</sup>血筋、<sup>いえ がら</sup>家柄にこだわることはありませんか？  
<sup>ひ び</sup>日々の生活の中で、<sup>おく そく</sup>うわさや憶測で<sup>はん だん</sup>判断するのはやめましょう。

**02** <sup>ただ</sup>正しく<sup>り かい</sup>理解するための「<sup>じん けん がく しゅう</sup>人権学習」が<sup>ひつ よう</sup>必要です。

<sup>じん けん</sup>人権についての<sup>ち しき</sup>知識を<sup>ただ み</sup>正しく身につけることは、<sup>じ ぶん じ しん かんが</sup>自分自身で<sup>こう どう</sup>考えて  
行動したり、<sup>はん だん</sup>判断したりする<sup>たい せつ</sup>うえでとても大切です。

**03** <sup>おも こ</sup>思い込みや<sup>へん けん</sup>偏見をなくしていきましょう。

「〇〇のくせに、～」はやめましょう。  
<sup>あいて</sup>相手の<sup>たち ば き も</sup>立場や<sup>し せい</sup>気持ちを<sup>たい せつ</sup>わかつとる姿勢が大切です。

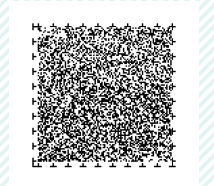


**04** <sup>めい しん</sup>迷信や<sup>しゅう い</sup>周囲の<sup>はん のう</sup>反応にとらわれてはいけません。

<sup>か がくてき</sup>科学的に<sup>こん きょ</sup>根拠のないこと、<sup>かん</sup>おかしいなと<sup>しん がた</sup>感じること、「<sup>かん じゃ</sup>新型コロナウイルスの患者  
や<sup>いりょうじゅうじ</sup>医療従事者に対する<sup>しや たい</sup>誹謗中傷」など<sup>ひ ぼうちゅうしゅう</sup>周りの<sup>まわ</sup>雰囲気<sup>ふん い き</sup>に<sup>なが</sup>流されないようにしましょう。

**05** <sup>こ</sup>子どもたちに、<sup>じん けん</sup>人権を<sup>そん ちよう</sup>尊重する<sup>こころ</sup>心を<sup>つた</sup>伝えていきましょう。

<sup>か てい ない</sup>家庭内での<sup>たい わ</sup>対話が、<sup>たい せつ</sup>とても大切です。<sup>こ</sup>子どもが  
<sup>つね みまも</sup>いじめられたりしてないか常に<sup>て ほん</sup>見守りましょう。  
おとなたちが<sup>て ほん</sup>お手本になりましょう。



ひとり ちから ちい  
 一人ひとりの力は小さいけれど、  
 か てい しょく ば ち いき しゃ かい とお ひ ごろ  
 家庭、職場、地域社会などを通して日頃から  
 じん けん かん かく みが たい せつ  
 「人権感覚」を磨くことが大切なんです。



それが にんげん

しあわせ いっぱいに

生きていたい

自分の のぞむ

しごとに つきたい

みんなのために

なにかをしたい

あいする人ひと

むすばれたい

にんげんらしく

くらしたい

こうしたねがい

かなうこと

こうしたねがい

じゃまされないこと

それが にんげん

(人権読本 じんけんとくほん じんけんの詩より うた)

飯塚市の小学生の人権標語

◇ つらい時

思い出してね

ぼくのこと

◇ 友だちの

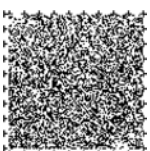
こころはそつと

大切に

◇ みつけよう

ひとのかがやき

すばらしさ



じん けん と ま かん きょう おお へん か ぶん いい づか し  
人権を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、飯塚市では

だれ す さ べつ しゃ かい  
誰もが、みんなが、住みやすい差別のない社会を  
めざすために、2010 (平成22) 年に策定した「飯塚市  
じん けん きょう いく けい はつ き ほん し しん  
人権教育・啓発基本指針」を、2021 (令和3) 年に新た  
かい てい  
に改定しました。



じん けん きょう いく じん けん けい はつ き ほん ほう しん  
人権教育・人権啓発の基本方針

じん けん たい せつ こ せい し ぶん しゅ やく きょう どう  
☆人権が大切にされ、個性ある市民主役の協働のまちづくり

き ほん てき じん けん そん ちょう だれ びょう どう あん しん く  
☆基本的人権が尊重され、誰もが平等に安心して暮らせるまちづくり

しゅう がく ぜん きょう いく がっ こう きょう いく とお じん けん かん かく ゆた こ いく せい  
☆就学前教育・学校教育を通した人権感覚豊かな子どもたちの育成

き ほん し しん もと じつ し けい かく さく てい  
☆基本指針に基づいた実施計画の策定

あら き ほん し しん もと  
この新たな基本指針に基  
づき、さまざまな人権問題の  
かい けつ じん けん そん ちょう しゃ  
解決と人権が尊重される社  
かい じつ げん め ざ じん けん きょう  
会の実現を目指し、人権教  
いく けい はつ かん し さく  
育・啓発に関する施策をさら  
すい しん  
に推進していきます。

